LIXILフラット35お取扱い開始手続きのご案内

LIXILフラット３５をご利用いただく場合、弊社、株式会社ＬＩＸＩＬホームファイナンスと取次店契約を締結していただきます。

その際、「建設業許可（予定含む/予定可）」または「宅建業免許」を有していることが条件となります。過去に建設業法の行政処分歴等がある場合は、お申込みいただけない場合がございます。

【 １ 】 まず初めに、LIXILフラット35取次店申込書類をご提出ください

・次の書類（本書面に添付）にご記入の上、弊社宛にFAXにてご提出下さい。

（取次店申込書 その１）『LIXILフラット35』取次店申込書
（取次店申込書 その２）「LIXILフラット35制度」に関する確認書

・弊社（LIXILホームファイナンス）にて、LIXILフラット35取次店審査を行います。
注）審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

【 ２ 】 LIXILフラット35取次店審査承認後、下記必要書類を弊社宛にご返送ください

・必要書類（5点）

①	LIXILフラット35契約書（弊社所定）	１部
②	商業登記簿謄本（※法人の場合）	１通
③	印鑑証明書	１通
④	印鑑届（弊社所定）	１通
⑤	建設業許可証（写し） または、宅地建物取引業者免許証（写し）	いずれか１通 （※両方お持ちの場合は各1通）

※ ①④の書類は、【 １ 】の審査可決後にＬＩＸＩＬホームファイナンスから関係書類一式と共に送付いたします。

【 ３ 】 弊社へ上記書類が到着し、契約締結手続きが完了後、『LIXILフラット３５』のお取扱い開始となります

■LIXILホームファイナンス＜会社概要＞

名　称	株式会社ＬＩＸＩＬホームファイナンス
登録番号	関東財務局長(1)第 01522 号
所 在 地	〒101- 0043 東京都千代田区神田富山町5-1 TEL：03（5539）6930 FAX：03（5539）6934
設　立	平成26年6月1日
代 表 者	宮永 光啓
資 本 金	500百万円
業務内容	住宅ローン業務、その他

0041002-2106

（取次店申込書 その１）

ＦＡＸ番号 ０３（５５３９）６９３４

『LIXILフラット35』取次店申込書

当社（又は私）は、「建設業許可(予定含む/予定可）」又は「宅建業免許」を有しています。
LIXILフラット35を取り扱いたく申し込みます。
なお、LIXILホームファイナンスの審査の結果がいかなる結果になっても、当社（又は私）はその結果に従います。

※太線の中をご記入下さい。

株式会社LIXILホームファイナンス 宛	**申込日**	**年　　月　　日**

申込会社名 (個人の場合は屋号をご記入ください)		（フリガナ）		
店舗名				
代表者名		（フリガナ）		
会社のご住所		（フリガナ） （ 〒　　－　　）		
電話番号		－　　－		
FAX番号		－　　－		
建設業許可番号 または 宅建免許番号		<建設>　　（　　）第　　号 <宅建>　　（　　）第　　号		
本件に関して窓口となるご担当者	（フリガナ） お名前		所属 役職	
	E-mail アドレス			
年間新築受注棟数		棟		
LIXIL 営業担当	担当名			
	所属部署			
その他ご連絡事項				

※E-mailアドレスについては、利用目的（情報提供するためのメール配信）以外の目的では利用いたしません。

【 LIXILホームファイナンス処理欄 】

建設業許可	□有　□無	宅建業許可	□有　□無
LHFルート		LIXIL流通店名	
LHF層別		SW会名	
申込書受領日		検印担当印	

0001001-2106

（取次店申込書 その２）　　令和　　年　　月　　日

「LIXILフラット35制度」に関する確認書

（御社名）

住　所

会社名

株式会社ＬＩＸＩＬホームファイナンスが提供するLIXILフラット35の取扱いについて、以下の制度概要について確認しました。

【LIXILフラット35制度の概要】

１ 本制度の取扱いのできる事業者様の資格

- 建設業許可（予定含む/予定可）または宅建業免許を有している会社。ただし、建設業法または宅建業法の処分を受けた会社の申込みはできません。
- 前年、もしくは直近実績で新築着工１棟以上、または売買・仲介１戸以上。（ただし、新築着工の予定がある場合は可。）
- 審査の結果、お断りする場合があります。

２ 本制度申込み手続き

1)　『 LIXILフラット35取次店申込書』を弊社宛にFAXにてご提出下さい。

2)　弊社承認後以下の書類の提出をお願いします（各1部）。

ⅰ）LIXILフラット35契約書
ⅱ）商業登記簿謄本(法人)
ⅲ）印鑑証明書
ⅳ）印鑑届(弊社制定の書式)
ⅴ）建設業許可証（写）、または宅地建物取引業者免許証（写）

３．本制度でお願いする事項

- 貴社は、本件フラット35の顧客紹介と申込書類等の取りまとめと弊社への送付（取次）、金消契約会の場所の確保等フラット35に関する手続きの支援をお願いするものであり、貴社は弊社の貸金業法に定める代理または媒介業務の取扱いを行うことはできません。
- 貴社は、本件フラット35の審査にいっさい関与できません。
- 紹介先顧客に対する本件フラット35の商品説明、契約は弊社で行いますので貴社の手を煩わせることはありません。
- 貴社は、本取次に際し紹介先顧客の個人情報等の取扱いに関しては、諸法令の定める規則を遵守して行うこととします。
- 貴社はその他「LIXILフラット35契約書」を遵守することとします。

以上

0003006-2106